令和5年12月15日

令和5年度十日町市吉田クロスカントリー競技場利用方法について
（お願い）

十日町市教育委員会事務局
教育文化部スポーツ振興課

1．コースの利用ルール（練習）

期　間	コースオープン時間	備　考
平　　日	10:00～18:00まで	※ 天候等により変更あり
土曜・日曜・国民の祝日	10:00～17:00まで	

※選手の安全管理の為、コースオープンの午前10時までは、スタジアム内および1kmコースのみ、アップのための利用を可能とします。

※圧雪車でのコース整備が終了した時点で、コースへの立入禁止コーンバーを撤去すると共に、その日の滑走可能コースと、コースオープンのアナウンスを行います。

※会場内のインフォメーションボードに「Ａ」・「Ｂ」の滑走可能なコース　及び　「クラシカル」・「フリー」の指定走法を掲示しますので、遵守の上、ご利用ください。

※コースの逆走は、「厳禁」です。
特に、「登り坂」での逆走行為は、重大事故に繋がる恐れがあり、これまでにも実際に発生しております。
選手の安全管理のため、必ず、ルール遵守の指導・徹底・周知を願います。

２．年末年始のコース開放

（1）１２月２９日（金）～１月３日（水）の間、コースを無料開放とします。
ただし、１２月３１日（日）・１月１日（月）は、休場します。
※吉田ふれあいスポーツセンター閉館中のため、現地での利用受付は必要ありません。
オープン時間は、コース利用ルール（練習）に準じます。

3. 利用上の注意とお願い

(1) 円滑なコース整備作業のため、「圧雪車」「モービル」の走行にご協力ください。
また、走行中の圧雪車・モービルには絶対に近づかないよう、指導と徹底をお願いします。

(2) 競技本部棟1階内は、共有の休憩室です。
チームでの独占使用やワックシング作業は厳禁とします。指導・徹底をお願いします。

(3) 各チーム毎のテント・ブルーシート・スキー・衣類等の置場は、管理者が指定する選手集合場所に設置し、圧雪車・モービルの走行やコース整備の妨げにならないようお願いします。

(4) 駐車場の除雪作業、競技本部内の火気取扱、消灯・節電、トイレ等の衛生維持にご協力ください。

(5) 当競技場内での事故・盗難等は、一切責任を負いません。

(6) インフォメーションに掲示されている注意・連絡事項は必ず遵守してください。

(7) 利用前に必ず、吉田ふれあいスポーツセンター受付窓口にて利用受付(あいさつ)をしてください。
冬期間(R5.12.16(土)～R6.3.31(日))は、管理人が常駐しています。
また、受付窓口に設置された使用簿の記入を徹底してください。

(8) 男子の着替えは吉田クロスカントリー競技本部棟1階、女子の着替えはクロスカントリーハウス1階女子更衣室をご利用ください。

(9) トイレは、「吉田クロスカントリーハウス1階トイレ」「吉田クロスカントリー競技本部棟1階トイレ」をご利用ください。

4. 2023－2024　シーズンの各種大会

（1）大会情報（公式練習日など）は、インフォメーション等で周知します。

（2）開催予定の大会等の情報を、↓こちらからも確認できます。↓

【十日町市スキー協会HP】 https://tokamachi-ski.net/schedule2024

5. 吉田クロスカントリー競技場の使用料

【専用使用料(１時間あたり)】 ※他の利用者と共に利用する場合。

種　類	使　用　料			
	市内・津南町の小・中学校	市内の高等学校	市内・津南町の団体	市内・津南町以外の団体
１時間あたり	無　料（減免適用後の料金）	750円（減免適用後の料金）	１，500円（減免適用前の料金）	２，250円（1.5倍割増規定適用後の料金）

※　授業・部活動・練習等で団体として専用使用申請をして利用する場合の使用料です。
適用する減免基準により、料金が異なります。

※　必ず、使用日よりも前に、「使用許可申請書」をスポーツ振興課、または、吉田ふれあいスポーツセンター受付窓口に提出してください。

※「減免申請書」の事後提出は、原則として受理いたしかねます。

【個人使用料（１回券）】 ※他の利用者と共に利用する場合。

種　類	使　用　料			
	幼　児	小学生	中学生	一般・高校生
１回券 （1回の入場につき）	無　料 （高校生以上の同伴が必要）	150円 （225円）		300円 （450円）

※　個人で利用する場合、または、団体であっても１名ごとに個人使用料を支払い利用する場合、個人使用料（１回券）が必要です。

※　市内・津南町以外の方は、（　　）内の料金（1.5倍割増）となります。

※　個人使用料（１回券）は、必ず、使用する前に吉田ふれあいスポーツセンター受付窓口にて精算をお願いします。

※　スキークラブ等、複数人で利用される際は、極力、大量の硬貨によるお支払いをご遠慮ください。

1．　使用許可申請方法および使用料の納入

(1) 専用使用(部活動・授業・大会)の場合

①市内・津南町の小・中学校が、部活動・授業で利用する場合は、「月別使用予定表」のみの提出でかまいません。

②団体として専用使用の申請をする場合は「使用許可申請書」と「月別使用申請書」、使用料の減免を希望する場合、「減免申請書」を提出してください。
減免申請書は、初回申請時に提出が必須、以降は省略可能。※1
※1　例：減免申請する期間を 12 月～3月末とした場合、3月末まで省略可能

③大会で独占的に専用使用する場合は、「使用許可申請書」の提出時に必ず、「大会要項」を添付してください。
使用料の減免を希望する場合、「減免申請書」も提出してください。

④使用料(専用使用料)は、「使用簿」に記入された実績に基づき算定します。「使用簿」への記入が無い場合、実績如何に依らず、使用許可申請書の記入時間を算定根拠といたします。

⑤原則1ヶ月分の使用料をまとめて算出し、翌月 10 日頃に、各団体の「連絡責任者」へ請求書を送付いたします。

⑥請求書に記載された納入期限を厳守してください。

(2) 個人使用料(1 回券)に該当する場合

①個人で利用する場合、または団体であっても1名ごとに個人使用料を支払い利用する場合、個人使用料(1 回券)が必要です。

利用人数分の個人使用料(1 回券)を購入し、コースを利用してください。

市内・津南町の方と、左記以外の方で料金が異なります。

2.　連絡先

(1) 十日町市教育委員会事務局スポーツ振興課（※平日8:30～17:15）

〒948-0192　十日町市水口沢12番地　十日町市役所川西庁舎3F
◆TEL:025-756-5013　◆FAX:025-768-3161
◆E-mail:t-edu-sports@city.tokamachi.lg.jp
※施設利用全般にかかるお問合せはこちらにお願いします。

(2) 吉田クロスカントリーハウス（十日町市スキー協会へ委託施設）

〒948-0103　十日町市小泉240-1　★市職員は常駐していません。
◆TEL:025-752-3103　◆FAX:025-752-3193

(3) 吉田ふれあいスポーツセンター（十日町地域ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰへ委託施設）

〒948-0103　十日町市小泉244-1　★市職員は常駐していません。
◆TEL:025-752-0670